

I 代表理事変更の登記

1. 登記期間

代表理事が任期満了などにより退任し、後任者が就任又は重任した場合、2週間以内に主たる事務所の所在地において、変更の登記を行わなければなりません。

2. 主な代表理事の退任事由

(1) 理事の地位の喪失

代表理事は理事であることを要することから、理事の地位を喪失すれば、当然に退任します。したがって、定款に定める理事の任期が満了した場合又は理事の地位を辞任した場合、代表理事としても退任することになります。

定款に定める理事の任期が満了した場合、代表理事としても退任することとなるため、理事会において後任者として旧代表理事を再任した場合においても変更の登記を申請し、退任及び就任を登記する必要があります。

(2) 代表理事の地位の辞任

理事と組合の関係は委任の関係に従うことから、代表理事はいつでも辞任することができます。

(3) 委任の終了事由の発生

代表理事が破産手続開始の決定を受けた場合又は成年後見開始の審判を受けた場合、委任は終了し、代表理事は退任することとなります。

3. 添付書面

(1) 理事を選挙した総会（総代会）の議事録

登記すべき事項につき総会（総代会）の決議を要するときは、登記申請書に総会（総代会）議事録を添付しなければなりません。

(2) 代表理事を選定した理事会議事録

登記すべき事項につき理事会の決議を要するときは、登記申請書に理事会議事録を添付しなければなりません。

(3) 代表理事を選定した理事会に出席した理事及び監事が理事会議事録に押印した印鑑に係る市町村長が作成した印鑑証明書

監事に業務監査権限を与えている組合は各理事及び監事に理事会招集を通知しなければなりません。また、理事会議事録に署名（記名）押印した署名者全員の印鑑につき、市区町村長の作成した印鑑証明書を添付します。業務監査権の有無を問わず、出席した監事の印鑑証明書も添付が必要となります。

ただし、①再任された代表理事が登記所に提出している印鑑を理事会議事録に押印した場合及び②従前の代表理事が理事又は監事の地位で理事会に出席し、登記所に届出ている印鑑を理事会議事録に押印した場合には、印鑑証明書を添付する必要はありません。

なお、監事に「理事に対する業務監査権限」を与えている組合においては監事は理事会に出席し、必要があると認める場合、意見を述べなければなりません。

(4) 理事が就任を承諾したことを証する書面

理事が就任を承諾したことを証する書面として就任承諾書を添付しなければなりません。なお、理事の就任承諾書を添付する場合、代表理事に就任した理事のものだけで足り、他の理事については不要です。ただし、理事を選挙した総会（総代会）に当該理事が出席し、議事録に「当選者は席上、就任を承諾した」旨の記載がある場合、この議事録を以って就任承諾書として援用することができます。

(5) 代表理事が就任を承諾したことを証する書面

代表理事が就任を承諾したことを証する書面として就任承諾書を添付しなければなりません。ただし、代表理事を選定した理事会に当該代表理事が出席し、議事録に「被選定人は席上、就任を承諾した」旨の記載がある場合、この議事録を以って就任承諾書として援用することができます。

(6) 定款

総会開催時期や理事の任期、役員改選の決議要件などを明らかにするため、定款を添付しなければなりません。

(7) 委任状

代理人により登記申請を行う場合、委任状を添付しなければなりません。

【代表理事変更登記申請書式例】



代理人の認印

事業協同組合以外の組合は、
商工組合、商店街振興組合、
生活衛生同業組合等へ書き換
える。(以下同じ。)

法務局で受付判を押
すので、約8cm 程度
の余白を設ける。

事業協同組合変更登記申請書

1. 会社法人等番号 0000-00-0000000(1 2 桁)
フリガナ ○○○○
1. 名 称 ○○○○協同組合【注】1
1. 主たる事務所 新潟県○○市○○町○丁目○番○号【注】2
1. 登記の事由 代表理事の変更

1. 登記すべき事項【注】3

【重任の場合】

令和○○年○月○日次のとおり重任
新潟県○○市○○町○丁目○番○号
代表理事 ○○○○

【就任の場合】

令和○○年○月○日代表理事○○○○は資格喪失により
退任
令和○○年○月○日次のとおり就任
新潟県○○市○○町○丁目○番○号
代表理事 ○○○○

- | | | |
|------------|----------------------------|-----|
| 1. 添 付 書 類 | 総会(総代会)議事録 | 1 通 |
| | 理事会議事録 | 1 通 |
| | 印鑑証明書 | ○通 |
| | 就任承諾書は、総会及び理事会議事録の記載を援用する。 | |
| | 定款【注】4 | 1 通 |
| | 委任状 | 1 通 |

上記のとおり登記の申請をする。



代理人の認印

令和〇〇年〇月〇日

法務局へ申請書を提出する日

新潟県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

主たる事務所の所在場所

申請人 〇〇〇〇協同組合

新潟県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

代表理事の自宅住所

代表理事 〇〇 〇〇

新潟県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

代理人の自宅住所

上記代理人 〇〇 〇〇 ㊞

代理人の認印【注】5

連絡先の電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

新潟地方法務局

御中

【注】1 申請書の「名称」の上部に、法人名のフリガナを記載する。

※フリガナは法人の種類を表す部分を除いて、カタカナでスペースを空けずに詰めて
記載する。例：中央会協同組合
チュウオウカイ

【注】2 主たる事務所、代表理事、代理人の住所が新潟市内である場合は、新潟県を省略することができる。

【注】3 「登記すべき事項」を直接記載しない場合は、「別紙のとおり」とします。

登記すべき事項は、オンライン申請や QR コード(二次元バーコード)付き書面申請により、データ送信ができ、これにより、登記手続を円滑に行うことができます。詳しくは、下記を御覧ください。

「商業・法人登記のオンライン申請について」

(<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji60.html>)

「QR コード(二次元バーコード)付き書面申請について」

(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page8_000001_00016.html)

なお、登記すべき事項は、CD-R(又はDVD-R)に記録することもできます。この方法によった場合には、「別添CD-Rのとおり」等と記載し、当該CD-R等を申請書と共に提出してください。詳しくは、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html)中の関連リンク「登記すべき事項を記録した電磁的記録媒体(CD-R等)の提出について」を御覧ください。

【注】4 定款の原本を添付する。

【注】5 代表理事が申請人となる場合は、「添付書類」から委任状を削るとともに、代理人の住所及び氏名を削り、代表理事は登記所に届出た代表理事印を押印する。

〇〇〇〇協同組合第〇回通常総会(総代会)議事録

1. 招集年月日 令和〇年〇月〇日【注】1
1. 開催日時 令和〇年〇月〇日 午前(後)〇時
1. 開催場所 新潟県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号「〇〇会館〇〇室」【注】2
1. 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
 - (1) 理事数 〇名 出席理事数 〇名(本人出席)
 - (2) 監事数 〇名 出席監事数 〇名(本人出席)
1. 組合員数及び出席者数並びに出席方法
 - (1) 組合員数 〇〇名
 - (2) 出席者数 〇〇名 本人出 〇〇名
委任状出席 〇名
書面出席 〇名
1. 出席理事の氏名 〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇
1. 出席監事の氏名 〇〇〇〇、〇〇〇〇
1. 議長の氏名 〇〇〇〇
1. 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名 〇〇〇〇
1. 議事経過の要領及びその結果(議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数)

定刻、〇〇氏開会を宣し、本日の通常総会(総代会)は定足数を満たしたので、有効に成立した旨を告げ、理事長〇〇氏挨拶の後、議長の選任を諮ったところ、満場一致で〇〇氏が議長に選任され、議長席に着き、議案の審議に入った。

【注】1 開催日の10日前まで(10日を下回る期間を定款に定めている場合はその日数)に組合員に文書が到達するように発すること。

【注】2 組合の主たる事務所の所在地で開催することが望ましい。

第1号議案 令和〇〇年度 事業報告及び決算関係書類承認の件【注】3

議長は、理事〇〇氏に当期(自令和〇〇年〇月〇日至令和〇〇年〇月〇日)における事業報告書の内容を報告させ、次いで事務局〇〇氏に当期の決算関係書類を説明させ、監事〇〇氏から「正確かつ適切であった。」旨の監査報告があり、質疑応答の後、これを議場に諮ったところ、満場異議なくこれを承認した。

【注】3 質問や意見、異議等があった場合はその内容を記載し、全員の同意がない場合は「賛成〇〇名、反対〇〇名により、原案どおり承認した。」と記載する。
……以下の各議案において同様

第2号議案 令和〇〇年度 事業計画及び収支予算決定の件【注】4

議長は、予め配布の令和〇〇年度(自令和〇〇年〇月〇日至令和〇〇年〇月〇日)における事業計画及び収支予算を事務局〇〇氏に説明させ、質疑応答の後、これを議場に諮ったところ、満場異議なくこれを決定した。

【注】4 予算関係では、科目の流用や更正等について、附帯決議をしておくことが望ましい。

第3号議案 令和〇〇年度 賦課金の額及びその徴収方法決定の件 【注】5

議長は、本議案を説明し、これを議場に諮ったところ、全員の同意により次のとおり決定した。

賦課金の額 1組合員 平等割 月額〇〇円

1組合員 差等割 月〇〇につき〇〇円(〇〇割、〇〇高)

徴収の方法 毎月末までにその月分を組合宛納入する。

【注】5 額などに変更がなくても毎年、決定する。

第4号議案 令和〇〇年度 使用料、手数料及び転貸手数料の最高限度決定の件【注】6

議長は、本議案を説明し、これを議場に諮ったところ、全員の同意により次のとおり決定した。

使 用 料 〇〇に対し、最高〇〇円とし、理事会で決定する。

手 数 料 〇〇に対し、最高〇〇%とし、理事会で決定する。

転 貸 手 数 料 最高年〇〇%とし、理事会で決定する。

【注】6 規約で定めている場合は、毎年、議決することは要しない。変更する場合は規約を改正する。

第5号議案 令和〇〇年度 借入金残高の最高限度決定の件 【注】7

議長は、本議案を説明し、これを議場に諮ったところ、全員の賛成により次のとおり決定した。

借入金残高の最高限度 金〇〇〇万円

第6号議案 令和〇〇年度 1組合員に対する貸付残高及び債務保証残高の最高限度決定の件

【注】7

議長は、本議案を説明し、これを議場に諮ったところ、全員の賛成により次のとおり決定した。

1組合員に対する貸付残高の最高限度 金〇〇円

1組合員に対する債務保証残高の最高限度 金〇〇円

【注】7 ①「借入金(貸付等)の最高限度額」ではなく、疑義が生じないよう、記載例のとおり「借入金(貸付等)残高の最高限度」を議決すること。

②この決議は、次期通常総会(総代会)まで有効とする。……など期限を明確にし、疑義が生じないようにすることが望ましい。

第7号議案 加入手数料決定の件 【注】8

議長は、本議案を説明し、これを議場に諮ったところ、全員の賛成により次のとおり決定した。

加入手数料 金〇〇〇円

【注】8 加入手数料は、出資証券の発行費用等、加入に際してかかる事務的費用を徴収するものである。加入金は、持分調整金であるので持分の払い戻しが出資額限度とする組合は徴収できない。なお、積算根拠のないのれん代は、徴収できない。また、手数料の額を規約で定めている場合は、毎年、議決することは要しない。変更する場合は規約を改正する。

第8号議案 令和〇〇年度 役員報酬決定の件 【注】9

議長は、本議案を説明し、これを議場に諮ったところ、全員の同意により次のとおり決定した。

理事長 月額〇〇円 副理事長 月額〇〇円 専務理事 月額〇〇円
監事 年額〇〇円(〇月、〇月にそれぞれ〇円支給)

【注】9 理事、監事の報酬の設定は、それぞれに区分し、総会(総代会)の議決を経る。(会社法第361条及び第387条準用。)また、法人税法上、支給時期、支給額を定めておく必要がある。

第9号議案 定款一部変更の件 【注】10

議長は、事務局〇〇氏に定款第7条(事業)【注】11を次のとおり変更したい旨、説明させた後、これを議場に諮ったところ、全員の同意により原案どおり決定した。

(事業)

第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 組合員の取り扱うA品及びB品の共同購買
- (2) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
- (3) 組合員の福利厚生に関する事業
- (4) 前各号の事業に附帯する事業

2 第1項第3号の規定により慶弔見舞金を給付する場合の給付金額は 10 万円を超えてはならないものとする。

なお、議長は、定款変更の認可申請に当たって本文の趣旨に反しない字句の修正を代表理事に一任したい旨を説明し、これを議場に諮ったところ全員異議なく承認した。

【注】10 「……定款の一部を別紙のとおり変更したい旨……」と記載した場合は別紙を議事録の一部として添付する必要がある。認可申請書に添付されている変更理由書及び変更しようとする箇所を記載した書面に替えることはできない。

【注】11 事業の定款変更を行う場合は、議案「事業計画及び収支予算決定の件」の前に定款変更の議案審議を行うなど、定款変更後の事業計画及び収支予算について、議案審議決定が適切に行われた旨明記されることが望ましい。

第10号議案 役員選挙(又は予選・補選)の件

議長は、当組合の役員全員が、本通常総会(総代会)の終結と同時に任期が満了するので(令和〇〇年〇月〇〇日任期満了となったので(又は任期満了となるので)／補選の場合は、理事〇〇氏が令和〇〇年〇月〇〇日で辞任を申し出たので)この選挙をこれから行う旨を述べ、選挙の方法並びに理事及び監事の数について議場に諮ったところ、……

投票の場合

……全員の賛成により、理事○名、監事○名を、議長指名の選挙管理人○名及び選挙立会人○名のもとに、定款第〇〇条の規定に基づいて連記式（単記式）無記名投票によることに決定したので、議長は選挙管理人及び選挙立会人を次のとおり指名し、投票に入った。

選挙管理人 ○○○○ ○○○○

選挙立会人 ○○○○ ○○○○

投票の結果、次の者が当選した。なお、当選者全員は、（予選の場合は現任者の任期満了後）直ちに就任することを承諾した。

理 事 ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○

監 事 ○○○○ ○○○○

指名推薦の場合

……全員の同意により、議長の指名する選考委員○名によって、理事○名、監事○名を指名推薦の方法で選挙することに決定したので、議長は次の者を選考委員に指名し、選考の間、一時休憩を宣した。

選考委員 ○○○○ ○○○○ ○○○○

議長は再開を宣し、選考委員代表〇〇氏より、選考の結果を次のとおり報告を受け、これを議場に諮ったところ、全員異議なくこれを承認し、当選を確定した。

なお、当選者全員は、（予選の場合は現任者の任期満了後）直ちに就任することを承諾した。

理 事 ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○

監 事 ○○○○ ○○○○

第11号議案 ○〇規約制定(変更)の件

議長は、事務局〇〇氏に原案を朗読させ、その内容を詳細に説明させた後、これを議場に諮ったところ、満場一致をもって原案どおり可決した。

報告及び連絡事項 【注】12

(1)新規加入者の報告について ………省略………

(2)****について ………省略………

【注】12 総会(総代会)では、予め通知した事項のみ議決することができる。「第〇号議案 その他の件」等、通知をしていない事項は、原則的に議決できない。

議長は、以上をもって本日の議案審議を終了した旨を述べ、午前(後)〇時〇分閉会した。
以上の決議を明確にするため、この議事録をつくり、議長及び出席理事がこれに記名する。

令和〇〇年〇月〇〇日

← 総会(総代会)開催日

〇〇〇〇協同組合第〇回通常総会(総代会)

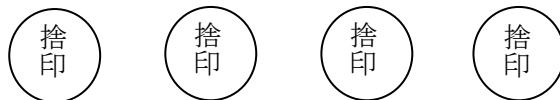
議長理事 〇 〇 〇 〇

理 事 〇 〇 〇 〇

理 事 〇 〇 〇 〇

理 事 〇 〇 〇 〇

(注)これは一例であり、議事録の記載事項については施行規則に詳細に規定されています。



〇〇〇〇協同組合第〇回理事会議事録

1. 招集年月日 令和〇〇年〇月〇日【注】1
1. 開催日時 令和〇〇年〇月〇日 午前(後)〇時
1. 開催場所 新潟県〇市〇町〇丁目〇番〇号 当組合会議室
1. 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
 - (1) 理事の数 〇人、監事の数 〇人
 - (2) 出席理事の数 〇人(本人出席〇人、書面出席〇人)、出席監事の数 〇人
1. 出席理事の氏名 〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇
1. 出席監事の氏名 〇〇〇〇、〇〇〇〇
1. 議長の氏名 〇〇〇〇
1. 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名 〇〇〇〇
1. 議事経過の要領及びその結果(議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名)

定刻、理事〇〇氏開会を宣し、本日の理事会は定足数を満たしたので、有効に成立した旨を告げ、理事〇〇氏が議長となり、議案の審議に入った。

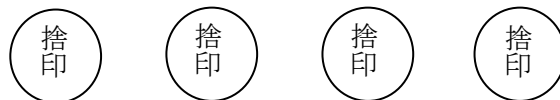
【注】1 定款の規定により理事全員の同意により招集手続きを省略できる。その場合は、「招集年月日」の記載は不要である。また、「理事全員の同意により招集手続きを省略」した旨を記載する。

議案 代表理事(理事長)及び専務理事選定の件

議長は、本件について説明し、慎重審議の結果、全員の賛成により次の者が代表理事(理事長)及び専務理事に選定され、被選定者は直ちにその就任を承諾した。

代表理事(理事長) 〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
専務理事 〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

議長は、以上をもって本日の議案審議を終了した旨を述べ、午前(後)〇時〇〇分閉会した。
以上の決議を明確にするため、この議事録をつくり、出席理事及び監事がこれに記名押印する。



令和〇〇年〇月〇〇日 ← 理事会開催日

〇〇〇〇協同組合理事会

議長理事	○	○	○	○	⑩	←
理 事	○	○	○	○	⑩	←
理 事	○	○	○	○	⑩	←
理 事	○	○	○	○	⑩	←
監 事	○	○	○	○	⑩	←
監 事	○	○	○	○	⑩	←

① 旧代表理事が理事会に出席しているとき

旧代表理事が登記所に届出ている「代表理事印」を押印すれば、他の出席理事及び監事の押印は認印で可。

② 旧代表理事が新理事若しくは監事に選ばれなかった場合、又は旧代表理事が理事会に出席していないとき

出席した理事及び監事は全員、実印を押印し、さらに全員の印鑑証明書の添付が必要になる。

(注) 通常の議事録は署名のみで差し支えありませんが、理事会決議によって代表理事を選定した際の議事録には、署名ではなく記名押印としておくことが登記申請に際して便宜です。これは、代表理事の就任による変更の登記(同一人の退任と就任が連続して行われる「重任」を含む。)の申請書には、議事録に押印した印鑑について、市町村長の作成した印鑑証明書を添付しなければならないためです。

(注) 総会における役員選挙の結果、当選した理事が旧理事と異なることとなった場合、総会を中断して理事会を開催し、代表理事の予選を行うことはできません。総会が終結した後、理事会を開催し、代表理事を選定しなければなりません。

〇〇協同組合定款

(目 的)

第1条 ………

- ・
- ・ (定款の全条文を記載する。)
- ・

(* * * *)

第〇〇条 ………

上記は、当組合の定款に相違ありません。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

← 新代表理事就任日以降登記申請日までの日

新潟県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

← 主たる事務所の所在場所

〇〇〇〇協同組合

代表理事 〇 〇 〇 〇

↑
新代表理事



代表理事印



委任状

私は、新潟県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号、〇〇〇〇を代理人として次の行為を委任する。

1. 代表理事変更の登記を申請する一切の件

令和〇〇年〇〇月〇〇日

新代表理事就任日以降、登記申請日までの日



新潟県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

主たる事務所の所在場所



〇〇〇〇協同組合

代表理事 〇 〇 〇 〇 印

代表理事印



新代表理事



印鑑（改印）届書

※太枠の中に書いてください。

代表 理事印		商 号・名 称		〇〇〇〇協同組合	
		本店・主たる事務所		新潟県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	
		印鑑提出者	資 格	代表取締役・取締役・代表理事 理事・（ ）	
			氏 名	〇 〇 〇 〇	
			生年月日	明・大 ^① 昭・平・西暦〇〇年〇〇月〇〇日生	
☐ 印鑑カードは引き継がない。 ☒ 印鑑カードを引き継ぐ。 注2 印鑑カード番号 〇〇〇〇-〇〇〇 前 任 者 〇 〇 〇 〇		会社法人等番号		〇〇〇〇〇〇	
届出人（注3） ☐ 印鑑提出者本人 ☒ 代理人				代理人 の印	
住 所		新潟県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号			
フリガナ		〇〇〇〇			
氏 名		〇 〇 〇 〇			

委 任 状

私は、（住所） 新潟県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
 （氏名） 〇 〇 〇 〇
 を代理人と定め、印鑑（改印）の届出の権限を委任します。
 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

住 所 新潟県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
 氏 名 〇 〇 〇 〇

代表理事
の個人の
実印

〔 市区町村に
登録した印鑑 〕

☐ 市区町村長作成の印鑑証明書は、登記申請書に添付のものを援用する。（注4）

（注1） 印鑑の大きさは、辺の長さが1cmを超え、3cm以内の正方形の中に収まるものでなければなりません。

（注2） 印鑑カードを前任者から引き継ぐことができます。該当する□にレ印をつけ、カードを引き継いだ場合には、その印鑑カードの番号・前任者の氏名を記載してください。

（注3） 本人が届け出るときは、本人の住所・氏名を記載し、市区町村に登録済みの印鑑を押印してください。代理人が届け出るときは、代理人の住所・氏名を記載、押印（認印で可）し、委任状に所要事項を記載し、本人が市区町村に登録済みの印鑑を押印してください。

（注4） この届書には作成後3ヶ月以内の
本人の印鑑証明書を添付してくだ
 さい。登記申請書に添付した印鑑証
 明書を援用する場合は、□にレ印を
 つけてください。

印鑑処理年月日					
印鑑処理番号	受 付	調 査	入 力	校 合	

（乙号・8）

「総会議事録」の記載事項

監事の権限が会計に関する監査に限定されている場合

＜定款参考例＞

(総会の議事録)

第〇〇条 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。

2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
- (4) 組合員数及び出席者数並びにその出席方法
- (5) 出席理事の氏名
- (6) 出席監事の氏名
- (7) 議長の氏名
- (8) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- (9) 議事の経過の要領及びその結果(議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数)
- (10) 監事が、総会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見、又は総会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要
- (11) 監事が報告した会計に関する議案又は決算関係書類に関する調査の結果の内容の概要

「理事会議事録」の記載事項

監事の権限が会計に関する監査に限定されている場合

<定款参考例>

(理事会の議長及び議事録)

第〇〇条 理事会においては、理事長がその議長となる。

2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印するものとし、電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名を付するものとする。

3 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
- (4) 出席理事の氏名
- (5) 出席監事の氏名
- (6) 出席組合員の氏名
- (7) 議長の氏名
- (8) 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名
- (9) 議事の経過の要領及びその結果(議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名)
- (10) 理事会の招集を請求し出席した組合員の意見の内容の概要
- (11) 本組合と取引をした理事の報告の内容の概要
- (12) その他(理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨)
 - ① 招集権者以外の理事による招集権者に対する理事会の招集請求を受けて招集されたものである場合
 - ② ①の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したものである場合
 - ③ 組合員の請求を受けて招集されたものである場合
 - ④ ③の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした組合員が招集したものである場合

4 次の各号に掲げる場合の理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

- (1) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなした場合には、次に掲げる事項
 - ① 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - ② ①の事項の提案をした理事の氏名
 - ③ 理事会の決議があったものとみなされた日
 - ④ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- (2) 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知し、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとした場合には、次に掲げる事項
 - ① 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
 - ② 理事会への報告を要しないものとされた日
 - ③ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

磁気ディスクの入力事項

(代表理事の変更登記の場合) 「役員に関する事項」 「資格」代表理事 「住所」〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号 「氏名」法務次郎 「原因年月日」令和〇〇年〇〇月〇〇日退任 「役員に関する事項」 「資格」代表理事 「住所」〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号 「氏名」法務一郎 「原因年月日」令和〇〇年〇〇月〇〇日就任	(代表理事の重任の場合) 「役員に関する事項」 「資格」代表理事 「住所」〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号 「氏名」法務太郎 「原因年月日」令和〇〇年〇〇月〇〇日重任
--	---

申請書に記載する事項のうち、登記すべき事項について、申請書の記載に代えて電磁的記録媒体(これに準ずるものを含む。以下同じ。)を提出することができます(商業登記法第17条第4項)。この制度は、電磁的記録媒体自体が申請書の一部となりますので、電磁的記録媒体の内容を別途印刷して添付する必要はありません。

なお、電磁的記録媒体の作成に当たっては、次の点に御留意ください。

1 電磁的記録媒体の種類

日本工業規格 X 0606 形式又は X 0610 形式に適合する 120mm 光ディスク

(例)CD-R、DVD-R など

2 記録の方法

- (1) 文字コードは、シフトJIS(※)を使用し、すべて全角文字で作成してください。
- (2) 文字フォントは、「MS明朝」、「MSゴシック」等いずれのフォントを使用していただいても構いません。
- (3) 使用する文字は、Microsoft(R) Windows(R)端末で内容を確認することができるもので作成願います。
特に、(1)、(2)、(3)等の文字は、OSが異なると文字化けすることがありますので御留意ください。
- (4) タブ(Tab)を使用しないでください。字下げや文字の区切り等により空白が必要な場合は、スペース(全角)を使用してください。
- (5) 数式中で使用する分数の横線は、「一」(シフトJISの 0X849F(区点:0801))を使用してください。
- (6) ファイルは、テキスト形式で記録し、ファイル名は、「(任意の名称).txt」としてください。(例 株式会社・設立.txt)。
- (7) 電磁的記録媒体には、フォルダを作成しないでください。
- (8) 1枚の電磁的記録媒体には、1件の申請に係る登記すべき事項を記録してください。
- (9) 電磁的記録媒体には、申請人の氏名(法人にあつては、商号又は名称)を記載した書面をはり付けてください。

※ シフトJISであっても、JIS X208に含まれないIBM拡張文字、NEC選定IBM拡張文字及びWindows外字はご利用いただけませんので、御注意下さい。

(法務省:商業・法人登記申請における登記すべき事項を記録した電磁的記録媒体の提出について)